

必読

暮らしの法律ナビ

No.84

生活保護
制度について

新型コロナウイルス禍において、生活保護を利用する人が増加しています。生活保護制度は国が国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するため必要な保護をする制度です。生活保護の申請は居住地の福祉事務所にします。市町村役場等にあります。申請は口頭でも認められますが、通常は書面で行います。申請がされたら福祉事務所は必要な調査をし、申請から14日以内に保護の要否や程度等を決定し申請者に書面で通知する義務を負います。また、申請者の手持ち金が限られている等の急迫した状況であるときは

職権で保護を開始しなければならぬ。とされています。しかしながら申請者が福祉事務所へ出向いても相談扱いとされたり、借金問題や書類不備等の理由で事実上追い返されたりする場合があります。生活保護制度は最後の砦と言われています。お悩みの方は専門家や弁護士等に相談ください。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>